

特集：体制転換・体制変動に伴う、損害賠償制度の変容

ロシアにおける不法行為損害賠償と社会保障の関係

篠田 優

はじめに

本稿では、何らかの人身事故が発生した場合の、ロシアにおける不法行為損害賠償と社会保障の関係が、体制転換を通じてどのように変化したか、そして、その変化はいかなる理由によって説明されるのか、という問題について検討する。

忙しい読者のために、まず体制転換を通じて変化した点、変化していない点の要点を述べておく。

第一。社会保障からの給付を受けても、なお填補されない損害が生じたときは、加害行為が不法行為の要件を満たす限り、不法行為に基づく損害賠償によって損害を填補する、という構造自体は、体制転換前後を通じて変化はない。例えば、ニュージーランドのような、すなわち〈社会保障的事故補償制度〉プラス〈潜在的被害者による保険防衛〉のような制度が選択されるといったドラスチックな制度変革は起きなかった。

第二。その他、変わっていない点として、①損害賠償における完全賠償の原則（ロシア共和国民法典〔以下「旧民」とする〕¹444条1文、現行民法典1064条1項1文）、②生命・健康侵害の場合の損害賠償の月払い原則（旧民468条²、現行民法典1092条）、が維持されていることを指摘できる。

第三。人身侵害における逸失収入算定に際して、年金、手当分を減額事由とはされなくなった。すなわち、旧民では、不法行為の加害者が被害者に対して賠償しなければならないのは、健康被害に起因して受給権が認められた年金、手当その他の社会保障給付を超えた損害部分とされていたのが（旧民460条1項、461条1項）、「逸失賃金（収入）を確定させるに際して、傷害その他の健康被害に関わって被害者に認定された身体障害年金、ならびに健康被害発生前、および後に認定されたその他の年金、手当その他の給付は、考慮事由にこれを入れず、賠償額の減額をもたらさない（損害賠償の計算にこれを算入しない）」（1085条2項1文）とされた。

第四。これは、第三の点と連動していると考えられるが、旧民法にはあった、社会保障機関が人身侵害に伴って年金、手当を被害者に給付したした場合の、社会保障機関による加害者に対する求償請求規定（旧民463条）が、現行民法には存在しない。

第五。生活価格の上昇に伴う賠償額の増加についての規定が入った。

第六。一時的労働不能手当に、具体的数額による上限額が設けられるようになった。

第七。2002年にロシア版「自賠法」ともいうべき「交通手段占有者の強制民事責任法」³が制定され、交通事故損害賠償に強制責任保険制度が導入された。

第八。1998年に使用者に加入が強制される労災保険制度が制定された。

以下、こうした変化の内容についてやや詳しく見ていくとともに、その意味について検討する。

なお、労災保険制度については、独自に検討しておくべき点がある点があるので、行論の便宜上、まず、労災を除いた領域での不法行為損害賠償制度と社会保障制度の関係の変化について記述したうえで [(一)]、労災保険制度の概観と同制度と不法行為の関係を検討し [(二)]、最後に、体制転換と制度変化の関係を考えることとする。

(一) 現行制度と社会主義時代の制度との比較

1 加藤雅信の認識枠組み

かつて加藤雅信が損害賠償制度の将来構想を論じた際に、認識枠組みとして「制度」と「損害の経済的負担者」との関係の図式を提示しているが⁴、この図式を使用して、身体侵害について現行ロシアと社会主義時代のロシア（ソ連）とを比較すると、次のようになる。それぞれの欄の破線の上が「制度」、下が「損害の経済的負担者」である。

	現行ロシア		社会主義時代
①治療	医療保険基金		医療給付
	潜在的被害者 一般社会 加害者		一般社会 加害者
②休業	不法行為	一時的労働不能手当 (社会保険)	一時的労働不能手当 (社会保険)
	加害者 (潜在的加害者)	潜在的被害者	潜在的被害者 →加害者 一般社会 (社会保険機関が 加害者に求償)
			手当だけでは填補されない部分 =不法行為 加害者
③労働能力喪失	不法行為	身体障害年金 (年金基金)	身体障害年金 (社会保険)
	加害者 (潜在的加害者)	潜在的被害者	潜在的被害者 →加害者 一般社会 (社会保険機関が 加害者に求償)
			年金だけでは填補されない部分； =不法行為 加害者
④労働能力喪失確定後の②③では填補されない減収分	不法行為		不法行為
	加害者 (潜在的加害者)		加害者
その他の損害	不法行為		不法行為
	加害者 (潜在的加害者)		加害者

2 ロシアにおける「制度」と「損害の経済的負担者」との関係の変化

歩行者が自動車にはねられて受傷し、後遺障害が発生したという例で、この表の意味を説明しよう。

(1) 治療費において、現行制度では、治療費は保険料⁵と連邦予算したがって税金を原資とする医療保険基金が負担する⁶。財源の一部が保険料である点で潜在的被害者が、また財源の一部が税金である点で一般社会が損害を負担していることになる。これに対して社会主義時代は、医療は国家予算によってカバーされていたので、一般社会が損害を負担していた。とはいえ、医療保険基金からの給付であれ、国家予算からの給付であれ、社会保障制度からの給付であるという点では、したがって有責加害者であっても損害を負担しないという点では、社会主義時代と現行は共通である。

では、表に登場している「加害者」は、どういう局面で「損害の経済的負担者」となるのか。先ほど社会主義時代においては医療は国家負担と述べたが、実は、院外処方薬剤については、第二次大戦の身体障害者等一部の市民を除いて有料であった（患者負担）⁷。したがって、加害行為による受傷に起因して院外処方薬が必要になった場合には、その分は社会保障制度が負担してくれないので、被害者は不法行為制度を通じて加害者に請求することになる。

院外処方薬剤の原則有料というのは、今日も同様である⁸。したがって、この点でも社会主義時代と現行制度は共通である。

しかし、大きな違いが一つある。それは、社会主義時代は、上記薬剤を除いて、およそ医療は無料であったが、現行制度では、医療保険制度がカバーしない治療については有料だということである。したがって、現在、被害者が有料の医療サービスを受けた場合には、被害者は加害者に有料分を損害として賠償請求することになる。もっとも、外傷の治療は保険でカバーされるので⁹、その限りで、社会主義時代と現在に違いは現実には生じてこないといえよう¹⁰。

(2) 休業と労働能力喪失については、大きく変化した。

(ア) 社会主義時代

1) 休業 自動車にはねられて入院・療養のため、その間働けなくなった労働者は、その間の賃金を得られない。そこで、社会保険から一時的労働不能手当が支給される。一時的労働不能手当は事故発生原因や当該労働者の勤続年数に応じて当該労働者の賃金の50～100%の割合で支給される¹¹。したがって、100%の場合には、被害者の休業損害は一時的労働不能手当によって填補されたことになる。そして、ここまでのところ、損害の負担者は、社会保険の原資は保険料と国家予算（税金）から形成されているので¹²、保険料分は潜在的被害者が、国家予算分は一般社会が、それぞれ負担者ということになる。

しかし、表の波線の右にあるように、一時的労働不能手当を支給した社会保険機関は、支給した手当相当額を加害者に求償することができる（旧民463条）。したがって、求償請求が履行される限りにおいて、一時的労働不能手当分の損害は、最終的には加害者の負担となる。この場合、加害者無資力リスクは社会保険機関が負うことになる。

では、一時的労働不能手当が当該労働者の賃金の100%支給ではない場合はどうか。この場合には、同手当だけでは休業損害は填補されない。この填補されない部分は、被害者が加害者に不法行為を理由とする損害賠償請求によって填補されることになる（同460条1項、461条1項）。言うまでもなく、ここでの損害（一時的労働不能手当では填補されない損害）の負担者は加害者である。

2) 労働能力喪失 治療とリハビリテーションを行なうも症状が固定し後遺障害が残った場合には、法令所定の医療機関による認定を受けて身体障害年金を受給することになる¹³。身体障害年金は、一時的労働不能手当と同様に社会保険から支給され、かつ社会保険機関は年金分も加害者に求償できるので（既出463条）、損害の負担の構図は一時的労働不能の場合と全く同じである。

ところで、身体障害年金の水準は、ほとんどの場合事故前の収入に達しない¹⁴。このため、事故前の収入と年金との差額をどうするかという問題が生じる。ここで不法行為に基づく損害賠償請求が行なわれることになるのだが、旧民は、上記「差額」を直ちに損害とは捉えていなかった。すなわち、旧民459条は、「傷害その他の健康被害が発生した場合には、損害に責任のある組織または市民は、労働能力の喪失または減退の結果被害者が喪失した賃金、ならびに健康被害によって生じた支出（高度栄養食、人工器官、他人の介護等）を被害者に対して賠償しなければならない」と規定していた。つまり、労働能力の喪失または減退の結果としての賃金の減少分が損害とカウントされるのである。そして、下位法令によって、法令所定の医療機関が認定した労働能力喪失度を当該被害者の賃金に乗じて得られた額が損害とされた。さらに、身体障害年金を受給している場合には、算出された上記損害額から受給年金分を控除した額が、不法行為で請求できる損害とされた¹⁵。このように旧民459条の運用実務を見ると、旧民下では、逸失利益の捉え方についていわゆる「差額説」ではなく「労働能力喪失説」の立場に立っているように見える。

ところが、ここにはひとつ問題があった。一定の労働能力の喪失を来たしたが、〈労働能力喪失度〉×〈被害者の賃金〉によって算出される「損害」から年金分を控除した額と、事故後の賃金の合計額が、事故前の賃金を上回った場合どうするか、という問題である。これについては事故前の賃金の範囲で賠償が為されるとされていた¹⁶。つまり、事故前の賃金を上回った分だけ賠償額が減じられる、ということである。これは、「労働能力喪失説」からは説明できない。また、459条自体も「労働能力の喪失または減退の結果被害者が喪失した賃金」を賠償せよとしていることに改めて着目すると、必ずしも適切な表現ではないかもしれないが、旧民の立場は、労働能力喪失説を加味した差額説とでもいえるであろうか。

3) 損害の負担者 ともあれ、損害とその負担者という点で、休業・労働能力喪失については、その損害を最終的に負担すべきとされているのは加害者であって、加害者無資力リスクは、社会保険から支給される部分については社会保険機関が、社会保険からの支給では填補されない部分については被害者が負う、という構造になっていると要約できる。

(イ) 現行制度

民法の条文を見る限り、休業・労働能力喪失については、いくつかの重要な変化が見られる。

第一に、当該事故に起因して認定された年金、手当も含めて、あらゆる年金・手当が、損害賠償額算定の考慮事由とはされなくなった（1085条）¹⁷。換言すれば、年金や手当は、それらが不法行為によって失われた利益を事実上填補する機能を営んだとしても、それはあくまでも事実上であって、不法行為の損害賠償というフィールドの外に置かれたということである（この点を注意を促すために表では年金と手当の部分をつなげた）。日本の不法行為損害賠償実務では、生命保険金は損益相殺の対象外とされているが¹⁸、ロシアにおける年金・手当は、恰も日本の生命保険金のような位置づけをなされたことになる。こうした変化は、——既に述べた医療と後述する労災は別にして——社会保障と不法行為を分離し、損害填補機能を不法行為に「一元化」したことを意味し、社会保障と不法行為の関係に関わる最も重要な変化というべきであろう。

この結果、自動車にはねられた被害者は、一時的労働不能手当および身体障害年金を受給した上で、休業損害、労働能力喪失損害（被害者の賃金×労働能力喪失度）を加害者に請求できることになる。なお、一時的労働不能手当と休業損害の賠償を受けることは、損害の二重填補になると思われるが、この点につき問題を指摘したものや解釈論上の何らかの主張を試みたものは、管見の限り見当たらない。

第二に、一時的労働不能手当や年金を給付した社会保障機関による、加害者への求償規定が民法典から消えた。これは、社会保障を不法行為から分離したことの論理的帰結と解される。

第三に、不法行為後の賃金は、損害賠償算定の考慮事由とされないとされた（1085条2項2文）。既述のように、社会主義時代は、労働能力喪失損害と事故後の賃金の合計が事故前の賃金を上回った場合には、この上回った分だけ賠償額が減じられたが、現行民法によってそうした減額は起き得なくなった。いわば、完全な労働能力喪失説の立場に転換したと見てよいであろう。

第四に、社会主義時代、当該労働者の賃金の50～100%の範囲で、すなわち率によってのみ決定されていた一時的労働不能手当に、具体的数額による上限額が設けられるようになった。こうした上限額の導入の背景には、おそらく、市場経済化に伴い高額所得者が登場したことで、一時的労働不能手当を率のみで決定すると高額所得者のそれは当然に高額になり、一つには社会保障基金財政に好ましくない影響を与えたであろうことと、いまひとつには、社会保障制度の本来的任務である生活保障の目的にそぐわなくなってきたという事情があるのではないと思われる。因みに、2006年の上限額は15000ルーブリ¹⁹、2007年は16125ルーブリ²⁰である。

第五に、生活価格の上昇に伴う賠償額の増加についての規定が民法に入った（1091条）。

3 自動車事故による損害賠償のための強制責任保険制度の導入

交通事故が多発し、多くの損害が発生しているにもかかわらず、自動車事故による損害賠償を保障する法令がないために毎年数十万件の判決が執行されていないか、一部しか執行されていないという現実から被害者を守るために²¹、2002年に「交通手段占有者の強制民事責任法」²²が制定され（2003年7月施行）、ロシア史上初めて自動車事故による損害賠償のための強制責任保険制度が導入された。潜在的加害者集団が損害の経済的負担者として登場したわけである。

保険金の上限は、最新の改正（施行は、2008年3月1日）²³で、人身被害の場合、被害者一人当たり16万ルーブリとされた。被害者が複数の場合には、16万ルーブリかける被害者人数分が上

限額となる。これに対して、物損の場合は、被害者一人当たり12万ルーブリ、被害者複数の場合、全体で16万ルーブリが上限とされている（16万ルーブリを上限として各被害者の被害総額に案分比例して保険金が給付される）。

2006年のロシア全体での平均収入月額額は10183ルーブリ²⁴であるから、16万という額は約16か月分の収入ということになる。

（二）労災保険制度と損害賠償

1 強制労災保険制度の導入

社会主義時代にはなかった強制加入の労災保険制度²⁵が1998年7月制定された²⁶。

この制度の導入の背景には、次の二つの要因があると考えられる。第1は、体制転換、第2は、公平な損害填補である。

まず、第1の点についてであるが、——社会主義時代に労災保険制度への需要がなかったかどうかについて確たることは言えないが——、少なくとも体制転換＝資本主義化がこの制度の導入を促した最大要因であることはおそらくまちがいない。

1996年の段階で、ある論者は次のように述べている。

「ロシアの生産上の傷害のレベルは、他の文明国の2～4倍の高さだ。毎年、30万から40万件の生産上の事故が起きていて、毎日20～30人死亡し、40人以上が身体障害になっている。著しい数の人々が安全基準を満たしていない事業所または健康に有害な生産的ファクターの影響下で働いている。私的セクターの発生と発展に伴い、請負および委任という^{コントラクト}契約や民事法上の^{ドグヴォール}契約が広範に普及してきていて、こうした^{コントラクト}契約や^{ドグヴォール}契約のもとでは、労働の安全と保護の要件が緩められている」²⁷。

つまり、資本主義化による私的セクターの発展が、労働の安全を犠牲にした利益追求に駆り立てているという構図である。こうして、労働の安全の強化が求められるわけだが、ここで労災保険制度が注目されることになる。すなわち、従来の社会保険に加えて労災保険制度を創設し、その際、保険料は使用者負担とし、保険料は当該生産現場の危険度と実際の事故発生率に応じて増減させることで、使用者の労働の安全への刺激付けを強化できる、という見通しである²⁸。このように、体制転換に起因する労働の安全の強化という課題が労災保険制度の導入を促した第1の要因と考えられる。

第2に、公平な損害填補という要請も労災保険制度の導入を促したと考えられる。使用者加害型の労災の場合（事故の帰責自由が使用者にある場合）、労災保険制度がないとすると、被害者たる被用者は使用者に損害賠償を求めることになる。しかし、こうした被用者対使用者の個別紛争になることは、いずれの当事者にとっても心理的負担であり、賠償を得られるか否かは、最後は個々の使用者次第（任意の賠償を求めている段階では、使用者の気持次第、裁判に訴えれば、使用者の資力次第）ということになる。こうした使用者次第という事態は公平な損害填補という観点から問題だと評価されるわけである²⁹。

2 労災保険制度の概要

(1) この制度の根拠法律の正式名称は、「生産における事故および職業病のための強制社会保険についての法律」（以下「労災保険法」という）である。同法によれば、「生産における事故」とは、「被保険者 [=被用者] が労働契約上の義務を履行する際、および保険契約者 [=使用者] の領域の内外または保険契約者が供与した交通手段で労働場所に向かう時間もしくは労働場所から帰還する時間における本法が定めた場合において、被保険者に受傷または健康被害をもたらした事象、および被保険者を他の労働場所に移す必要性、被保険者の職業的労働能力の一時的もしくは恒久的喪失、または被保険者の死亡をもたらした事象」と定義され、「職業病」は、「被保険者に対する有害な生産上の因子の影響の結果にして、被保険者の職業的労働能力の一時的または恒久的な喪失をもたらす、被保険者の慢性または急性の病気」と定義されている（3条）。

(2) 保険料の納付義務を負うのは使用者で（22条）、労働の危険度は32階級に区分され、危険度が上がれば保険料率が上がる仕組みになっている。現行法では、最低の保険料率が労働支払総額の0.2%、最高が8.5%³⁰である。

(3) 保険給付は次の4種類である。

①一時的労働不能手当

被保険者が一時的労働不能の間（労働能力を回復するか、労働能力の喪失が固定するまで）、同人の賃金の100%の額で支給される（9条）。

②一時保険給付

社会医療鑑定施設が労働能力喪失を認定した場合に、毎年³¹の社会保険基金の予算法で定められた具体的数額に労働能力喪失率を乗じた額で給付されるものである。これは、そのとき一度きりしか給付されない。一時保険給付の算定に際して、保険事故発生前後に被保険者に認定されたあらゆる年金、手当その他の保険給付相当額分、また保険事故発後に被保険者が得た賃金が一時保険給付から減額されることはない（10条）。

③月々の保険給付³²

②同様、労働能力の喪失が確定した場合に、被保険者の平均賃金（労災が発生した月に先立つ12ヶ月間の被保険者の賃金総額を12で除した額）に労働能力喪失率を乗じた額で、労働能力の喪失が継続している限り、毎月支給される（10条、12条）。

④医療保険でカバーされない必要的追加的支出

社会医療鑑定施設が被保険者の医学的、社会的、あるいは職業的な意味での復帰^{リアビリーテーション}にとって必要であると認めた場合には、強制医療保険で定められた給付を超える追加的食餌・医薬品取得等の追加的医療的援助、介助、療養 = 保養治療等に要する費用を保険者が支出する（8条）。

3 労災保険制度と損害賠償

(1) 労災保険給付は損害の填補とされている。

(一) 2 (イ) で社会保障給付と不法行為の損害賠償とは相互に独立した別個のものとして分離されたと述べた。このため、当該事故に起因して認定された年金、手当は損害賠償額算定の考慮事由とはされなくなったわけだが、これは、労災以外の社会保障給付についていえることであっ

て、労災による給付については、事態は全く逆である。すなわち、労災保険法による保険給付は損害を填補する制度そのものと解されており、労災保険給付によって填補されない損害がはじめて不法行為制度による填補の対象となる、ということである。換言すれば、労災加害者に損害賠償請求した場合、労災給付分は損益相殺の対象となり、その分賠償額が減額されるということである。このことを、労災以外の生命・健康侵害の場合の損害填補と比較して図示すると、次のようになる。

労 災 給 付	不法行為法による損害賠償
特別法による給付	
医 療 保 険 給 付	
(死亡の場合、葬儀埋葬手当て)	
労災の場合	労災以外

このように解する論拠をいくつか指摘しておこう。

まず、労災保険法1条2項は「本法は、本法に従って実施される保険による保障を超えた部分について、被保険者がロシア連邦の法令に従って行使する損害賠償の権利を制限しない」と規定しているが、この意味について、民法学者は次のように説明している。労災保険法のこの条項によれば、「被保険者は、強制社会保険による保障を超える部分について、民法典第59章「不法行為」の規範に従って損害賠償を受け取ることができる。つまり、被保険者の生命および健康に生じた損害の賠償についての民法典の規定の適用は、補足的³³サブシディアリムである」と。つまり、加害者が明らかな労災であっても、第一次的損害填補は労災保険法によるのであって、それでは填補できない部分があれば、補足的に不法行為制度が用いられる、ということである。

最高裁判所も労災給付を損害賠償と見ているようである。2003年7月15日最高裁破棄合議部判決は、労災保険法の月々の保険給付を「保険による損害賠償страховое возмещение вреда」と捉え、労災保険法は「生産中の事故または職業病により健康被害を受けた被保険者が労働活動を終了し、また老齢年金を受給しても、保険による損害賠償に対する権利を廃止していないし、変更してもいない」と述べている³⁴。損害賠償である以上、年金のごとき社会保障とは別物という(一)で指摘した現行民法の思想が現れていると解される。

それから、労災給付を損害賠償と捉えているが故の変化と見られる動きがあることも指摘しておきたい。それは、2006年以降、労災の場合の一時的労働不能手当には上限額の制限が及ばなくなったことである³⁵。労災給付としての一時的労働不能手当を損害賠償と考えるなら、上限が設定されること自体完全賠償の原則と矛盾するわけであり、この変化は、労災給付を損害賠償と捉えることで了解できる。

(2) このように労災給付が損害賠償と捉えられているということは、使用者加害型の労災については、労災保険制度は使用者の責任保険として機能していることを意味する。労働者が労働義務の履行に関わって蒙った損害を賠償する使用者の義務を定めた現行労働法典³⁶22条についての次のコンメンタールの記述は、このことを端的に示している。

「意味は明らかである。すなわち、あらゆる場合において損害は使用者が賠償しなければならない。しかし、これは不正確である。生産活動中の事故または職業病に起因して労働者が健康被害を受け、または死亡したことにより労働者に生じた損害は、使用者はこれを賠償しなくてもよい。生産活動中の事故または職業病のための強制社会保険制度の導入に伴って、使用者の義務は別のものになっている。すなわち、使用者は、所定の手続で保険者が定めた期間、保険料を支払い、保険給付についての保険者の決定を履行し、当該種類の強制社会保険についての法律が定めたその他の義務を履行しなければならないのである。上記の損害の賠償義務に関して言えば、その義務を負うのは、使用者ではなく、保険者たるロシア連邦社会保険基金である」³⁷。

(3) 第三者加害型の労災（日本の例で言えば、通勤中に車にはねられるといった事故）については、その存否を含めて、管見の限り情報が乏しく、よくわからない。もし、この類型があるとする、保険者は、保険料を払っていない第三者の責任をひとまず負うことになるので、加害者たる第三者に対して、求償の一般規定³⁸に基づいて求償するということになるのであろうか³⁹。

(三) 検討

1 体制転換後の動き

不法行為損害賠償と社会保障の関係における体制転換後の動きは、次の4点に要約できるように思われる。

第一は、不法行為損害賠償の、いわば「強化」である。

「強化」として念頭においているのは、次の三つの点である。

一は、損害賠償法理の適用領域の拡大である。社会主義時代は、一時的労働不能手当または身体障害年金という社会保障制度でカバーできない損害を不法行為制度で填補するという形を取っていたが、損害の填補を不法行為制度に一元化したことにある。また、労災給付が損害賠償の一環と捉えられる限りで、労災保険制度の導入も損害賠償法理の適用領域の拡大を意味している。

二に、ロシア版自賠法ともいうべき「交通手段占有者の強制民事責任法」による強制責任保険制度の導入である。強制責任保険制度は、損害賠償制度が被害者救済制度として機能するための法的インフラであって、その意味で損害賠償制度の土台を強化するものである⁴⁰。

三は、人身損害の賠償額が、生活費の上昇があった場合、インデクセーションの対象とされたことである。物価上昇に耐えうる方向での損害賠償制度の強化といえる。

第二は、労災以外の一時的労働不能手当の「社会保障給付」化である。一時的労働不能手当に給付上限額が設けられたことを念頭においている。新民法典が損害填補機能の不法行為制度への一元化を選択したことによって、社会保障給付は損害填補（所得保障）機能から解放され、生活保障機能という、いわば制度「本来」の機能を獲得したといえる。

第三は、〈笑う加害者〉はつくらないという態度は不変ということである。現行制度では、損害填補機能の不法行為への一元化が図られ、かつ完全賠償原則が取られている以上、加害者であるにもかかわらず賠償を免れる〈笑う加害者〉は登場し得ない。他方、社会主義時代は、既述の

とおり、社会保障制度と不法行為制度の合わせ技で所得保障を行っていたが、この制度下であっても、社会保障機関が給付分を加害者に求償する仕組みになっていたのであるから、〈笑う加害者〉はつくらないという態度は社会主義時代から一貫しているということになる。違いがあるとすれば、加害者無資力のリスクを社会主義時代は、社会保障機関と被害者が負っていたのが、現行制度では、もっぱら被害者が負う点である。しかし、これも既に述べたように、社会保障制度そのものは存続しているのであるから、社会保障からの給付も受けられないゆえに〈泣く被害者〉は、今も昔もない。

第四は、社会主義時代に形成されたいくつかの伝統が、なお維持されているということである。人身侵害の場合の治療費、死亡の場合の埋葬費は、社会保障でまかなうこと、人身侵害の逸失利益の賠償は月払いを原則とすることは、体制転換を通じて変わっていない。これらは、社会主義時代に形成された伝統という外はないと思われる。

2 体制転換との関係

(1) 社会保障制度にせよ、不法行為制度にせよ、社会主義だから〇〇の制度になり、資本主義だから××の制度になるといった体制規定性は語れまい。

前項で述べたように、体制転換を通じて変化のない制度もある。また、所得保障制度として社会主義では社会保障が主で、不法行為が従、しかし、資本主義ではその逆、といった図式は、ニュージーランドの例を見れば、成り立たないことは明らかである。

確かに、労働権が権利の核心たるべき社会主義社会⁴¹にあって、本人の責に帰せしめることができない理由で労働不能に陥った場合、社会が彼／彼女の逸失利益を填補する制度がつけられているとすると、それは社会主義社会に大変似つかわしいことであるかもしれない。しかし、加害者がいる場合には、まず加害者に賠償請求をするという制度を選択しても、それ自体社会主義を裏切ることにはならないであろう。いかなる損害をいかなる制度で填補するかというのは、将来のリスク発生の抑止にヨリ寄与するのはどういう仕組みかといった観点から決められる優れて政策選択の問題であり、その意味で体制中立的な問題と考えられる。

(2) では、体制と全く無縁かということ、もちろん、そうではない。体制転換過程の影響を受けた制度変化は指摘できる。

少なくとも、次の三つは体制転換によって生じた事態に対応するための変化である。

一つは、労災保険制度の導入である。既述のとおり、体制転換に伴う私的セクターの発展により生じた労働保護の軽視が背景にある。二つ目は、一般不法行為における身体侵害の場合の一時的労働不能手当の上限が設けられたことである。体制転換に伴う高額所得者の出現が背景にあることは想像に難くない。三つ目は、損害賠償額のインデクセーション制度の導入である。月払いの賠償金が不法行為時の被害者の収入を実質的に補うものでなければ救済にならないという考え方に基づく⁴²ものであるが、それとともに体制転換に伴って生じたインフレという痛みの伴う経験が背景にあることも疑いないと思われる。

(3) では、筆者が最も大きな制度的変化と指摘した損害填補の不法行為制度への一元化はどうか。体制転換の影響を受けているのか否かを含め、どういう理由で選択されたのか、肝心など

ころであるにもかかわらず、今回は調べがつかなかった。いずれも「かもしれない」としかいえないが、3点指摘しておく。①この一元化は、社会保障の側から見ると、損害賠償制度の影響を受けない独立の政策領域としての社会保障制度を確立するというものではなかったか。②損害填補にかかわる紛争解決は当事者に委ね、国家は裁判機能を除いて損害填補の場から退くという「私的自治」の発想があったのではなかろうか。だとすると、体制転換→市場経済→私的自治という形で体制転換との連関が描けることになる。③社会保障給付が損害填補であり続けると、社会保障機関は加害者への求償事務を日常的に負うことになるが、これは①②とも矛盾すると考えられたのではないか。

いずれにせよ、損害填補の不法行為制度への一元化から、国家から市民への次のようなメッセージを読み取ることはできるのではなかろうか。

すなわち、(i) 国家は、社会保障制度によって生活保障する（「損害賠償が取れなくても、最低限の生活保障はあるのだから、安心なさい」）、(ii) 生活保障は、同時に損害填補機能も有するが、それでは「笑う加害者」が出てしまうので、被害者は、社会保障給付の有無に関わらず、場合によっては損害の二重填補になってもかまわないから、被った損害の賠償を加害者に請求すべし（「旧民法よりずっと多く取れるんですよ！」）、(iii) 「しかし、加害者無資力リスクはもう国家は負いません！負うのは被害者です」、というメッセージである。

3 展望

最後に、人身侵害の損害填補の領域での今後の展望を示して結びとしたい。

現在、人的・地域的格差を伴いながらも、実質所得が上昇し、社会全体が豊かになる方向に進んでいる⁴³。このため、逸失利益の高額化も進むであろう。

しかし、高額化した逸失利益が実際に填補されるかといえば、加害者無資力リスクの高さがそうはさせないと思われる。最低生活費未満の収入の市民の割合は、確かに減少してきているが⁴⁴、所得格差は広がっているからである⁴⁵。

そうすると、逸失利益をカバーするために、潜在的加害者にあっては責任保険、潜在的被害者にあっては損害保険を志向することになる。ところが、これもそうはうまくいかないと思われる。保険は危険を分散する制度であるから、高額な損害を填補するには、多くの契約者が必要になる。ここで、保険契約を結ぶ意思と能力がある者の絶対数が問題になる。ここでも所得格差が足枷になりうるということである。

とすると、法律上、損害填補機能は不法行為制度に一元化したものの、社会保障制度が実質的な損害填補機能を担い続けるという事態が実は継続しているし、当面継続するという仮説も成り立つのかもしれない。いずれにせよ、損害填補領域で——法律上であれ、事実上であれ——事態が動くとなると、それは、中間階級の量的・質的発達が起きてきたときだと思われる。だが、中間階級の現状⁴⁶を見ると、それにはなお時間を要するといわざるを得ない。

注

- (1) 本稿では、テキストとしてГражданский кодекс РСФСР, М.: «Юридическая литература», 1976を用いている。なお、同法典には五十嵐清、佐保雅子による邦訳がある（『北大法学論集』16巻1号～23巻4号〔1965～1973年〕）。
- (2) 「被害者の労働能力の低下に関わる損害、ならびに死亡に関わる損害の賠償は、月払いでこれを行う」。
- (3) СЗ РФ, 2002, № 18, ст. 1720.
- (4) 加藤によれば、「いったん発生した損害はその後必ず誰かが負担しているのであり、加害者負担—潜在的加害者集団負担—一般社会負担—潜在的被害者集団負担—被害者負担という序列のどこかでも負担が見られることになる」としたうえで、制度と損害の経済的負担の対応関係を次のように図示している。

制度	不法行為	不法行為 責任保険付保	国家扶助	自衛保険 (生命保険・損害保険)	不救済
損害の経済的負担	加害者	潜在的加害者集団	一般社会	潜在的被害者集団	被害者

そして、「現実の損害填補事例は、この五つのタイプの組み合わせであることも多く、例えば、「損害の賠償が責任保険の限度額まで保険で支払われ、残余は加害者が支払ったとしたら、損害の社会的負担は、加害者負担と潜在的加害者集団負担の組み合わせということになる」といった例をあげ、「損害負担の組み合わせとしては、多種多様なパターンを考えることができるが、そのいずれにあっても、社会にその実例を見出すことは容易であろう」と述べる（加藤雅信「損害賠償制度の将来構想」山田卓生編『新・現代損害賠償法講座1総論』日本評論社、1977年、298-299頁参照）。

- (5) 2000年の税法典第2部の制定（СЗ РФ, 2000, № 32, ст. 3340）により、保険料は「統一社会税」という社会保障目的税に変わっている（235条以下）。しかし、納税義務者、課税基礎は保険料と呼ばれた時代と同じであるので、実質的には保険料であるという理解に立ち、本文では「保険料」と記述している。
- (6) Напр., см. СЗ РФ, 2007, № 1, ст. 6.
- (7) 小森田秋夫「医療制度」『[新版] ロシアを知る事典』平凡社、2004年、48頁参照。
- (8) 「市民の健康保護基本法」（Ведомости ВС РФ, 1993, № 33, ст. 1318）44条参照。
- (9) 「2007年の無料の医療給付をロシア連邦市民に保障する国家保証プログラム」（СЗ РФ, 2007, № 6, ст. 757）のⅢ参照。このプログラムは、1999年に作られた後、2005年以降毎年作られているが、外傷についての規定に変化は見られない（см. СЗ РФ, 1999, № 44, ст. 5322; 2004, № 48, ст. 4809; 2005, № 32, ст. 3306）。
- (10) 医療保険組織と契約を結んでいない医療施設で治療を受けた場合には、当然保険の適用はない。こうした場合がどの程度起きうるのかわからないが、保険会社たる医療保険組織は必ずいずれかの医療施設と契約を結ばなければならないのに対して、医療施設側にはこうした義務はないので、法令上はこうした場合が発生しうる（医療保険制度の概要については篠田「脱社会主義ロシアの社会保障法制3」『賃金と社会保障』1206号〔1997年〕36頁以下参照）。この場合の治療費は誰が負担することになるのか。また、医療保険組織と契約を結んでいる医療施設であっても、患者に事実上の金銭支払いを求める実態がある。（プーチン大統領自身、この事態を認めている。いわく「無料医療の国家保証の現在のシステムは、多くの点で宣言のままである」（Братерский А., «Если бесплатной медицины не будет --- мы все

- умрем как мухи», Известия, 12 октября 2005, с. 2)。患者が医療機関からの支払い請求に応じた場合、この支払い分は最終的に誰が負担するのか。これらの問題については、残念ながら、本稿では調べが及んでいない。他日を期したい。
- (11) 篠田「脱社会主義ロシアの社会保障法制1」『賃金と社会保障』1200号（1997年）7頁以下参照。
 - (12) 藤田勇「社会主義のもとでの社会保障と社会政策——現代ソ連社会の社会保障問題をめぐって——」東京大学社会科学研究所編『福祉国家2』（東京大学出版会、1985年）309頁参照。
 - (13) 伊藤知義「ソ連における人身事故被害者の所得保障」『北大法学論集』32巻4号（1982年）、883頁参照。
 - (14) 同上、885頁以下参照。
 - (15) 同上、911-912頁以下参照。
 - (16) 同上、912頁以下参照。
 - (17) 最高裁判所は、労災における労働能力喪失認定基準が問題になった事案において「ロシア連邦民法典1085条2号により、被害者のために認定された年金は、健康被害発生後に認定された年金を含めて、考慮されず、損害賠償額の減少を来たさない」と明言している（2003年7月15日最高裁破棄合議部判決／ВС РФ, 2004, № 7, с. 8）。
 - (18) 最判1964（昭和39）年9月25日民集18巻7号1528頁参照。
 - (19) СЗ РФ, 2005, № 52, ст. 5593. 因みに、ルーブリの対ドルレートは、2006年1月が1ドル28ルーブリ台、その後漸次ドルが値下がりし、2008年3月は23ルーブリ台である（http://www.forexp.ru/currency_usd.asp）。
 - (20) СЗ РФ, 2006, № 52, ст. 5500.
 - (21) ショーヒン国家会議信用組織・資金調達市場委員長（当時）は、「交通手段占有者の強制民事責任法」の起草段階で、イズヴェスチヤのインタビューに答えて、次のように述べている。「1998年に路上で死亡した人は約3万人で、18万3千人以上がけがをしている。……統一的な統計方法がないので正確な損害の確定はできないが、一部の専門家は、年間約百億ルーブリと評価している。交通事故に関する裁判で毎年数十万件の判決が執行されていないか、一部しか執行されていない。これはすべて、交通事故の被害者の損害を機動的に完全に賠償することを保障するような規定がロシアの法令にないからなのだ。／ロシア司法省のデータによれば、損害賠償請求訴訟〔交通事故損害賠償訴訟だけなのか、損害賠償訴訟一般なのか、記事からは不明——篠田〕で支払われた総額は、市民の場合40%、法人の場合35%に過ぎない。」（Известия, 18 января 2001, с. 5）
 - (22) СЗ РФ, 2002, № 18, ст. 1720
 - (23) СЗ РФ, 2007, № 49, ст. 6067.
 - (24) Социальное положение уровень жизни населения России 2007, М., 2007, с. 108.
 - (25) 1917年まではあったといわれる（労働省〔当時〕労働研究所長代理経済学博士候補ヴァレンチン・ロイクの紙上インタビューでの発言、см. «Юридический вестник», 1995, №№ 5-6, с. 28）。
 - (26) СЗ РФ, 1998, № 31, ст. 3803.
 - (27) Казанцев В., Правовое регулирование возмещения вреда, причиненного работникам на производстве, «Российская юстиция», 1996, № 10, с. 35.
 - (28) См. Бобков В. Н., Развития социального страхования в Российской Федерации, Общество и экономика,

1995, № 9. с. 108-109; «Юридический вестник», 1995, №№ 5-6, с. 28.

- (29) См. Там же.
- (30) См. СЗ РФ, 2005, № 52, ст. 5592; 2006, № 52, ст. 5501.
- (31) 例えば、2007年社会保険基金予算法（15条）では46900ルーブリである（СЗ РФ, 2006, № 52, ст. 5500）。
- (32) 2005年社会保険基金予算法14条で、33000ルーブリが上限（СЗ РФ, 2005, № 1, ст. 28）。この上限額は、2006年社会保険基金予算法8条で維持（СЗ РФ, 2005, № 52, ст. 5586）
- (33) Под ред.: А. П. Сергеев, Ю. К., Толстой, Комментарий к гражданскому кодексу Российской Федерации, М.: Изд-во Проспект, 2003, с. 970.
- (34) БВС РФ, 2004, № 7, с. 8.
- (35) 2005年までは、一時的労働不能手当の上限額は、毎年の社会保険基金の予算についての法律で定められ、かつ、そこでは労災を別異に扱う文言はなかった。しかし、2006年社会保険基金予算法では、一時的労働不能手当の最高額についての規定が消え、別個の法律（連邦法律第180号〔СЗ РФ, 2005, № 52, ст. 5593〕）で手当の最高額が規定され、かつ労災を除く旨も合わせて規定された。そして、2007年の社会保険基金予算法（СЗ РФ, 2006, № 52, ст. 5500）では、「一時的労働不能手当の最高額は（生産における事故または職業病に関わる一時的労働不能手当を除いて）……16125ルーブリとする」（同法13条）と規定されている。かくして、法律の規定上、2006年以降は、労災の場合の一時的労働不能手当についてその支給上限額が撤廃されたと解される。
- (36) СЗ РФ, 2002, № 1, ст. 3; 2004, № 18, ст. 1690; 2006, № 27, ст. 2878.
- (37) Под ред.: К. Н. Гусов, Комментарий к трудовому кодексу Российской Федерации, М.: Изд-во Проспект, 2003, с. 55-56.
- (38) 「他人（職務上その他労働上の義務の履行に際しての労働者、交通手段の操縦者、等）が惹起した損害を賠償した者は、支払った賠償額を、この他人に対して、求償する権利を有する」（民法典1081条1項）。
- (39) 労働法のコンメンタールには、通勤過程での事故による一時的労働能力喪失を労災とする記述はある（там же）。しかし、労災保険法の「生産における事故」の定義（既述）から、果たしてそういえるのか疑問なしとしない。労災給付が損害賠償であるとすると、保険者は加害者たる第三者に求償するはずだが、毎年の社会保険基金の予算の中に求償による入金が計上されていない。では、そもそも求償していないのか。そうだとすると、第三者加害型の労災では〈笑う加害者〉をつくることになる。疑問を留保しておく。
- (40) この点については、強制責任保険制度自体一つの社会保障制度であって、したがって、不法行為損害賠償制度が強化されたのではなく、そこに社会保障が入るのだから、その分損害賠償の論理は「弱化」しているのだ、という議論もありうるかもしれない。しかし、ここでは、責任保険と社会保障の質的な違いをしっかりと把握しておくべきだと思う。前者は不法行為責任の成立が給付の決定的要件であるのに対して、後者はそうではないという違いである。少なくとも、この違いをはっきりさせておかないと、〈不法行為か社会保障か〉であるとか〈不法行為から社会保障へ〉（あるいはその逆）という問題設定が成り立たないからである。こうした立場は、日本を代表する不法行為法の専門家の次の説示に教えられたものである。「責任保険を止揚するものとしての災害（傷害）保険化（社会保障化）の目的は、究極には、そのかぎり、加害者・被害者間の損害賠償責任を個別に規制することを目的とする不法行為法が、

完全に排斥されることにある」(藤岡康宏「『交通災害保険』化構想をめぐって」ジュリスト609号〔1976年〕81頁)。

- (41) 藤田勇「社会主義社会と基本的人権」東京大学社会科学研究所編『基本的人権 1 総論』(東京大学出版会、1968年)364頁。
 - (42) Под ред.: А. П. Сергеев, др., указ. соч., с. 986.
 - (43) Социальное положение уровень жизни населения России 2007, М., 2007, с. 108.
 - (44) 最低生活費未満の収入の人口は、2000年が4千万、2006年は2160万(Социальное положение уровень жизни населения России 2007, М., 2007, с. 144)。
 - (45) ロシア科学アカデミー正会員(経済部)ドミトリー・リヴォフによれば、所得層を5段階分割したとき、最下層(下位20%)はこの10年間で所得が半減、次の20%は三分の二に減少、次の20%は45%減少、最上層(上位20%)だけが、1.5倍に増加しているという(Ваше право, 2006, № 24, с. 21)。
 - (46) ロシア科学アカデミー社会学研究所の調査によれば、都市住民の中間階級средний классは2003年の25%から2006年は20%に減少している。物価上昇によって、蓄えを食いつぶしたことが原因といわれている(Ильичев Г., Нашему среднему классу не хватает всего лишь денег, «Известия», 24 января 2007, с. 3)。
- こうした状況から、中間階級の発展という展望は当面もち得ないといわざるを得ない。